川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年 2 月17日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成7年川崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「1年以内ごとに1回」を「毎年1回以上定期に」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

水道法施行規則の一部改正により、簡易専用水道の管理に関する検査を受ける頻度に係る規定が改められたことに伴い、小規模受水槽水道の管理に関する検査について、毎年1回以上定期に受けることとするため、この条例を制定するものである。